

## 電話再診について

当院では、国の方針に沿って令和2年4月より電話再診を導入しております。しかし、電話を用いて診療を行う場合は、対面で診療を行う場合と比べて、心身の状態に関する情報を得ることが困難です。※

先般、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国的に解除されました。そこで当院といたしましては、静岡県が設定する「6段階警戒レベル」(裏面参照)に応じて、電話再診による処方箋発行の可否を決定させていただくことといたしました。

### 警戒レベル

#### 3 (県内注意、県外警戒) 以上

：電話再診による処方箋発行を行います。

#### 3 (県内注意、県外注意) 以下

：電話再診による処方箋発行は行いません。  
対面診察での処方箋発行といたします。

現在行っております電話再診につきましては、6月30日までとさせていただき、7月1日以降は原則として対面診察での処方箋発行のみとさせていただきます。

しかし、以下に該当される患者様につきましては当院への来院はお控えいただき、個別に電話再診について相談させていただきますので、ご連絡ください。

- 新型コロナウイルスの濃厚接触者として、保健所の健康観察の対象である。
- 37.5度以上の発熱がある。
- 咳嗽、鼻汁、咽頭痛、全身倦怠感、呼吸苦、味覚障害、嗅覚障害、嘔気・嘔吐・下痢のいずれかがある。

※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて」(令和2年4月10日医政局医事課/医薬・生活衛生局総務課事務連絡)

令和2年6月23日  
静岡県立こころの医療センター院長